居宅介護支援 重要事項説明書

公益財団法人 会田病院 すみれ介護相談センター

居宅介護支援重要事項説明書

令和6年4月

この居宅介護支援重要事項説明書は、利用者様が、居宅介護支援サービスを受けられるに際し、利用者様やそのご家族に対し、当事業所の事業運営規程の概要や従事者などの勤務体制等、利用者様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1. 当事業所が提供するサービスについてのご質問・ご相談窓口

電話番号	$0248-42-3755$ (月~金まで、 $8:30\sim17:00$ まで) (土曜日 $8:30\sim12:30$ まで)
担 当 者	吉田信也 鈴木峰子 北村由美子 栗飯原純子

※ ご不明な点は何でもおたずねください。

2. 当事業所の概要

(1) 設置主体

法人名	公益財団法人 会田病院
設置主体 の所在地	福島県西白河郡矢吹町本町 216
管理者	会田 征彦
代表番号	TEL 0248-42-2121 FAX 0248-42-2348

(2) サービス事業所

事業所名	すみれ介護相談センター	
所在地	福島県西白河郡矢吹町本町198	
電話番号	0248 - 42 - 3755	
介護保険指定業者番号	0772800314	
事業地域	矢吹町、鏡石町、白河市 (一部地域) 泉崎村・天栄村 (一部地域)	

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(3) 当業所の職員体制

職種	
管理者	1名(常勤1名、非常勤 名)
介護支援専門員	4名(常勤4名、非常勤名)
事務職	1名(常勤1名、非常勤 名)

(4) 営業日および営業時間

営業日	下記の休業日を除く毎日 営業時間 8:30~17:00 8:30~12:30		
休業日	土曜日の午後・日曜日・国民の祝祭日 12月31日~1月3日		
緊急連絡先	電話対応は24時間年中無休 ①0248-42-3755 ②090-8786-6105		

(5) 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	主任介護支援専門員の資格を有し、居宅介護支援のご利用申し 込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元 的に行います。また、当事業所の従業者に厚生労働省令で定め られた指定居宅介護支援の人員基準および運営に関する基準を 遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
介護支援 専門員	要介護状態などにある利用者およびそのご家族の相談を受け、 利用者がその心身の状況などの応じて適切な居宅サービスを確 保できるよう、また、必要に応じて施設サービスをご利用でき るよう、居宅サービス計画を作成するとともに、市町村、居宅 サービス事業者、介護保険施設などとの調整を行います。
事務職員	居宅介護支援事業所の運営上、必要な事務処理を行います。

3. サービス内容

(1)運営の方針

- 1. 要介護状態などにある利用者様が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。
- 2. 利用者様の心身の状況、また、置かれている環境に応じて、利用者様の選択に基づいた適切な介護サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう支援いたします(看取りのご希望の利用者様にはご本人・ご家族様の意向を尊重しご相談させていただきます)。
- 3. 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者様の意思および人格を尊重すると ともに、利用者様に提供される指定居宅サービスなどが、特定の種類、または特 定のサービス事業者に偏ることのないように公正中立に事業を実施いたします。
- 4. 市町村、包括支援センター、各居宅サービス事業所、他指定居宅介護支援事業所、 介護保健施設などとの連携に努めます。
- 5. 従業者の教育研修を実施し、提供するサービスの質の向上に努めます。
- 6. 契約終了後も5年間居宅サービス内容書類など保管いたします。 求めに応じて記録の交付を受ける事ができます。
- 7. 事業所計画及び財務内容を閲覧できます。

(2) 居宅介護支援実施概要

居宅サービス計画の作成方法

身体機能面だけでなく、精神心理面、社会環境面を加えた3つの側面から、要介 護状態などにある利用者の状況を総合的にとらえ、利用者のご相談内容に対応し 居宅サービス計画を作成いたします。

相 談 受 付 場 所	利用者のご自宅、または利用者(またはご家族)が指定される場所 当事業所内の介護支援専門員(ケアマネジャー)・会議室など
介護支援 専門宅訪問 居 の 問度	原則として1ヶ月に1度の訪問とさせていただきますが、 その他必要に応じて随時実施いたします。
サービス担当者会議の 開 催	利用者にサービスを提供する指定居宅サービス事業者の担当者 との会議を開催し、常に提供するサービスの質の向上に努めます。

(3)介護支援専門員の変更

介護支援専門員の変更を希望される方はご相談下さい。

4. 利用料金

(1)利用料金

要介護を受けられた方は介護保険制度から全額保険給付され、自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度によって、10,860円~14,110円+特定加算4,210円の自己負担をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日当該市町村窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて事業を行った場合は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額と致します。

事業所の実施地域の境界から、1キロメートルあたり50円(別途消費税)。

(3)解約料

利用者様はいつでも契約を文書により解約することができ、一切料金はか かりません

5. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
 - ①まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所介護支援専門員が お伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

利用者様は、居宅サービス計画に位置づけるサービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、計画書に位置づけた理由を求めることも可能です。訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の居宅サービス計画書の利用割合についてもご説明させていただきます。

②一部の福祉用具について貸与するか購入するか選択する事が出来ます。 選択制の対象となる福祉用具は、<u>固定用スロープ</u>、<u>歩行器</u>(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖の4つとなります。

(2) サービスの終了

- ①利用者様のご都合でサービスを終了する場合文書でお申し出下さればいつでもサービスを終了できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合 がございます。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他 の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者様が介護福祉施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当 (自立)と認定された場合
- ・ 利用者様がお亡くなりになった場合や介護保険の被保険者資格を喪失された 場合
- ・ 利用者様が3ヶ月間サービス利用をされない、または入院が継続された場合 ④その他
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、 又は当事業所が破産した場合、即座にサービスを終了することができます。
 - ・ 利用者様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契 約を継続し難いほどの不信行為を行った場合は、文書で通知することにより、 即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
 - ・ 地震、噴火等の天災、その他事業者の責に帰する事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、一時的に休止して事業継続計画(BCP)に基づき早急に事業が再開できるように致します。

6. 退院支援について

退院後の円滑な在宅生活への移行を支援する為、「退院支援ルール」により、利用者様が病院又は診療所に入院する場合、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えるようにお願い致します。

日頃より、「医療・介護安心セット」を活用いただき、介護保険被保険 者証や健康保険証、お薬手帳と介護支援専門員の連絡先を会わせて保管 いただけるようお願い致します。

7、緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせに従って、主治医、救急隊、親族、居宅サービス事業所などへ連絡いたします。

8. 事故発生時の連絡及び報告

1) 事故の定義

介護サービスを提供する過程において発生した異常事態で利用者に身体 的又は精神的な被害が生じたもの。事業所(施設)の過誤・過失の有無 に関わらない。

- 2) 事故が発生した場合の連絡(報告) 先等
 - ①利用者の家族等への連絡、②居宅サービス事業所への連絡、③各市町村へ事故発生の連絡、④損害賠償等の措置、⑤処理結果及び再発防止策の報告を市町村(保険者)各関係者に速やかに行う。

9. 秘密保持

- 1) 事業所及び事業所の従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用 者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。 この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2) 事業所は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービ ス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。

10. 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援 の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図 るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要 な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的に実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない必要に応じて業務継続計画の変 更を行ないます。

11. 虐待の防止について

- 1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 3) 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。 サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族、 親族、同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は 速やかにこれを市町村に通報します。

12. ハラスメント対策について

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者やその家族が職員に対して行なう、暴力や暴言、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止し、改善が見られない場合は契約を中止する場合があります。

13. 第三者評価

H23 年度まで情報公表制度による訪問調査を受けており、H24 年度からは情報公表制度の書類調査を受けております。

14. 相談・要望・苦情などの窓口

居宅介護支援サービスに関する相談、要望、苦情などは下記窓口までお申し 出下さい。

☆ 解決責任者:すみれ介護相談センター:吉田 信也

受付担当:鈴木 峰子

電話番号:0248-42-3755(直)

(受付時間・月~金曜日 8:30~17:00・土曜日 8:30~12:30)

☆第三者相談員:坂本 忠雄

電話番号: 0248-42-2747

※その他相談窓口

矢吹町保健福祉課介護保険係 $T \; E \; L : 0248-44-2300$

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて 重要な事項を説明致しました。

事業所	所在地	福島県西白河郡矢吹町本町1	9	8
	名称	すみれ介護相談センター	印	-
説明者	所属	すみれ介護相談センター		_
			_	
	氏名		印	-

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援サービスについての重要事項の 説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	(II)
家族	住所	
(代理人)	氏名	(II)